

# 令和6年度不祥事防止のための教職員の校内ルール

新見市立上市小学校

## 校内ルールの基本概念

- 常に「学校」という看板を背負っている意識をもつとともに、自己を高め、信用され、尊敬される教職員になろう。
- 児童も、地域の人も、先生も、「学校が楽しい」「学校に行きたい」雰囲気を作ろう。

## 【児童・保護者との対応】

- ① 体罰については「絶対にしない。」心構えをもち、疑われるような行動も慎むこと。また、「言葉による暴力」ということから、指導の際には適切な（ていねいな・おだやかな）言葉遣いを心がけること。そのために余裕をもった指導ができるようにすること。
- ② 児童やその保護者についての連絡は基本的に学校から行うこと。  
やむを得ず学校外や個人の携帯電話で行わなければいけない場合は校長（教頭）に報告すること。
- ③ 児童や保護者の電話番号やメールアドレス等は学校保管の「児童調査表」を使用し、データを個人的に所持しないこと。
- ④ 生徒指導上の問題を指導する場合（簡易な聞き取り等を除く、指導の際）にはできるだけ複数教員で担当し、密室を避けること。
- ⑤ 児童の個人情報に関わる書類やUSB等電子データを持ち出す場合には、持ち出し記録簿に記入の上、校長（教頭）の許可を得ること。その際には管理に十分に留意すること。

## 【集金事務】

- ⑥ 学級集金等現金の取り扱いを行わず、銀行振り込みとする。やむを得ず保管する場合には通帳を利用したり、耐火書庫に保管するなど厳重に管理すること。

## 【事故の対応】

- ⑦ 交通事故を起こした場合はもちろん、巻き込まれた場合には、まず、その場で誠意を持って対応した後、早めに校長（教頭）に連絡すること。
- ⑧ 事件、事故に巻き込まれた場合、速やかに警察に通報するとともに、校長（教頭）に連絡すること。（校長・教頭に早急に連絡できない場合は間接的に連絡してもかまわないので、早めに校長・教頭に伝わるようにすること。）

## 【人権感覚、相手意識を磨く自覚】

- ⑨ ふだんから自らの服装や言動に留意するとともに、接客、対応等が気持ちよく行われるようにすること。  
わいせつ、セクハラ、パワハラなどの行為を行わないことはもちろん、写真の撮影等で疑われるような言動を行わないこと。

## 【法令の遵守・社会人のモラル】

- ⑩ 飲酒の機会には節度をもった言動をし、批判を浴びることのないようにすること。飲酒運転、酒気帯び運転、翌朝の酒気帯び運転は絶対にしないこと。

## 【自己の健康管理のために】

- ⑪ 問題を一人で抱え込まず、いつでも、誰にでも相談できる風通しのよい職場づくりを行う。また、互いに声のかけあえられる人間関係を作る。
- ⑫ 「あすかぶた」により、退庁時刻を早めたり、ゆとりのある生活時間を創造したりできるようにする。職員も児童も「喜んで登校・満足して下校。」